

(別紙4)

## J A R Dの過失による弁償等

J A R Dの過失による機器故障の場合の弁償等の対応は、次表のとおりとします。

区 分	対 応 内 容
メーカー機器の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・メーカーに修理を依頼し、その修理に要した費用を負担する。ただし、上限を30万円とする。</li><li>・修理が不可能な場合は、同等機器の購入に要した費用を負担する。ただし、費用は適正な販売価格とし、上限を30万円とする。</li></ul>
自作機の場合	現行調達可能な部品の合計額とする。ただし、上限を30万円とする。

※定価が不明な場合は、適正な販売価格を定価と見なします。